

## ● 「中土佐町物価高騰対策キャッシュレス決済ポイント還元事業」における「地域通貨ジモッペイ」プラットフォームのご提供について

各 位

令和8年2月27日

高知信用金庫(理事長・山崎久留美)は、中土佐町(町長・池田洋光)が重点支援地方交付金活用事業として実施する「中土佐町物価高騰対策キャッシュレス決済ポイント還元事業」に、昨年実施された事業に引き続き、当金庫がサービス提供する「地域通貨ジモッペイ」が採用されたことをお知らせします。



ジモッペイは、二次元コードとスマートホンで決済できる高知に特化したデジタル地域通貨です。県全域で利用可能な共通デジタル地域通貨として、ジモト同士のつながりを深め、行政のデジタル化にも貢献することを目指しています。今般、中土佐町より委託を受け、ジモッペイを活用してキャッシュレス決済にかかるポイント還元を実施することで、事業者の支援及び消費の喚起による地域経済の活性化を図ります。

### 中土佐町物価高騰対策キャッシュレス決済ポイント還元事業について

中土佐町では、物価高騰に対する生活支援を目的に、令和8年3月1日(日)より「中土佐町物価高騰対策キャッシュレス決済ポイント還元事業」が実施されます。詳細は以下のとおりです。

#### ● 事業概要

期間中に、中土佐町内の「地域通貨ジモッペイ」加盟店でジモッコインによる支払いをすると、支払額の最大30%相当のポイントが付与されます。

- ・本社所在地が中土佐町内である店舗＝**30%**
- ・本社所在地が中土佐町外である店舗＝**10%**

#### <ポイント還元期間>

令和8年3月1日(日)～令和8年8月31日(月)

※ポイント還元原資の予算額に達した場合等、期間途中で事業を終了する場合がございます。

### <ポイント付与時期>

対象となるお支払いの2日後

※ご自身が獲得したポイントについては、付与日以降に残高からご確認ください。

### <ポイント利用期間>

令和8年3月1日(日)～令和8年9月30日(水)

### <ポイント還元率>

・本社所在地が中土佐町内である店舗＝**30%**

・本社所在地が中土佐町外である店舗＝**10%**

※ポイント還元はジモッコイン(現金・預金口座連携でチャージした分)でのお支払いが対象です。ポイントでのお支払いは対象となりません。

※付与されたポイントは、本事業の対象店舗で利用できます。

※公金のお支払いはポイント還元の対象外となります。

### <1人あたりのポイント還元上限額>

15,000ポイント(1ポイント＝1円相当)

### <還元ポイント予算額>

35,000,000ポイント

### <対象店舗>

中土佐町内のジモッペイ加盟店

※期間中に加盟した店舗も対象となります。

### <ポイント還元対象者>

対象店舗において「地域通貨ジモッペイ」を用いて決済した方

※中土佐町外に在住の方も対象となります。

### <その他注意事項>

・複数のポイント還元キャンペーンの付与対象となった場合、還元率の最も高いキャンペーンが適用されます。また、還元率が同率の場合は、当金庫が定める優先順位に準じます。

・ポイント付与額がお取引に適用されたキャンペーンの付与上限額を超える場合、超えた分のポイント還元はされません。また、付与上限を超えた分の金額について、他のキャンペーンは適用されませんのでご注意ください。

ジモッペイは、高知の事業者の利益を守り、地元同士の繋がりを深めるデジタル地域通貨です。ぜひ、この機会にジモッペイアプリをご登録いただき、県内各地のジモッペイ加盟店でご利用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上